

来年度子ども会役員選出について

いつも子ども会の活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

下記の通り、来年度子供会役員の選出をいたします。

なお、当日欠席される場合は、12月4日（木）までに委任状を各班担当者までご提出ください。

委任状の提出・未提出に拘わらず、くじ引きになれば本年度役員が代わりに引かせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

* 日 時 令和7年12月6日（土） 18:00～18:30

* 場 所 地域会館1階

* 内 容 来年度役員選出 ⇒ 4役 + 補欠

免除対象者についてはみどり町会子ども会規約より、下記となります。

第8条(子ども会役員の選出)

役員の選出は、毎年の総会時に全保護者出席のもと、執り行う。

- (1)やむを得ず欠席する保護者は、委任状を提出し、会長に一任する。
- (2)選出は、立候補及び現役員に推薦を優先し、決定のない時は抽選にて執り行う。なお、欠席者の抽選は会長が執り行う。
- (3)PTA本部・連合子ども会役員未経験者を優先的に候補にあげることとする
- (4)可能な限り、連役・兼任は避けることとする

第9条(子ども会役員の免除)

次の各号に該当する保護者において、役員就任が出来ない場合は、申立書又は証書の提出とともに会議の席上、その理由を述べるものとし、多数決の原理に従い委任状を含む出席者の過半数の賛同をもって役員を免除することができる。

- (1)母子家庭又は、父子家庭の保護者
- (2)母親が妊娠中又は、未就園児、及び2歳以下のお子さまがいる家庭の保護者
※「未就学児」には幼稚園・保育園児を含みますが、
「未就園児」は就園前のお子さまのみを指します。
- (3)自身、もしくは家庭に身体障害者がいる保護者
- (4)自身に持病があり通院中の保護者
- (5)家庭で在宅介護者がいる保護者
- (6)日本語が話せない外国人の保護者
- (7)60歳以上の保護者

※「第1子が新1年生の保護者」は令和元年度より免除項目より除外されました。
※「未就学児の保護者」は令和7年度より免除項目より除外されました。

----- キリトリ -----

【委任状】

令和8年度の役員選出における権限の一切を、本年度の子ども会会長に一任いたします。

令和7年 月 日

児童氏名

保護者氏名

印